

春日山地域回遊観光計画・施設基本構想策定業務委託 仕様書

1 業務目的

市では、地域の歴史や文化を観光資源として磨き上げることにより、観光の活性化を図るとともに、持続可能な地域資源として後世に伝承していくため、上越市通年観光計画を策定した。

本業務では、本計画を踏まえ、春日山地域における歴史・文化の伝承や地域資源をいかした生業創出に向けて、地域全体の魅力向上による誘客の向上を図るとともに、上杉謙信公や春日山城をいかした観光コンテンツ等の充実による滞在時間の確保を目指し、整備を行う施設の基本構想を作成する。

2 業務内容（◆について企画提案を行うこと）

(1) 回遊観光計画（案）の作成

ア 現状把握

- ・春日山地域における観光客の回遊について、現状を調査し、課題を抽出する。

イ 想定回遊ルートの検討（徒歩及び車移動）

- ・観光コンテンツ計画等策定業務（別途発注）で検討する各施設の案内順位を踏まえ、観光客の想定回遊ルートを検討する。
- ・観光客の増加に伴う山城への車両進入制限の導入するタイミング、運用方法、範囲等を検討すること。

ウ 駐車場、トイレの適正配置計画の作成※1

- ・施設整備に必要となる概算事業費を作成する。

エ 二次交通計画（レンタサイクル、グリーンスローモビリティ、シャトルバス等）の作成※1

- ・導入時期、ルート、運用方法等を検討する。
- ・施設整備や運行に必要となる概算事業費を作成する。

オ サイン計画の作成※1

- ・誘導サインのタイプ別の配置計画、表示内容を作成する。
- ・施設整備に必要となる概算事業費を作成する。

- ◆アの現状把握の課題の抽出にあたり、必要となる調査項目を提案すること。

(2) 施設基本構想（案）

ア 各施設基本構想（案）の作成※1

- ・基本構想は、「観光コンテンツ計画等策定業務」（別途発注）で検討する整備を要する各施設の基本理念、概略の利用人員、概略必要面積、概算事業費、スケジュール、運営方法、整備設備を検討し、概略の図面及び

パースを作成する。

○想定される既存施設候補

埋蔵文化財センター、春日山城史跡広場・春日山城跡ものがたり館、愛宕谷公園、春日山神社下駐車場、春日山荘跡地、春日山駅、春日謙信交流館、林泉寺、春日神社、春日山神社、虎御前の墓、御前清水等

○上越市通年観光計画で新たに整備を想定している施設

(仮称)馬場広場、復元整備する総構、観光拠点施設(新規整備施設)

※1 車両進入制限の実施前後のパターンを検討すること。

※2 駐車場、トイレの適正配置計画、二次交通計画、各施設の基本構想の検討に関して、ピーク時想定利用者数の算出など必要なシミュレーションを行うこと。

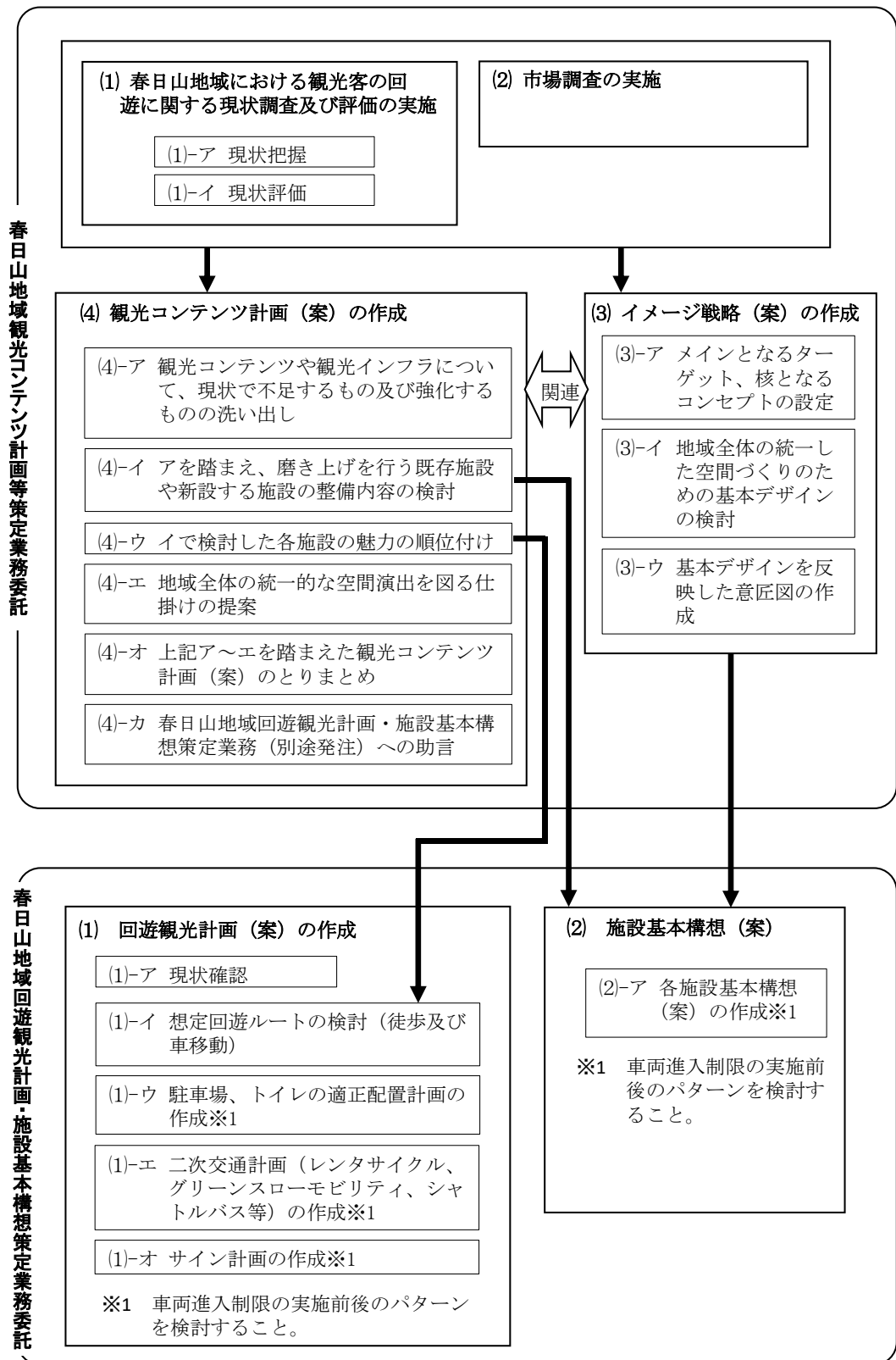
◆各施設の構想を作成するにあたり、配慮すべき事項または重要なポイントを提案すること。

(3) 外部懇談会等の参加

ア 懇談会等の参加

- ・受託者は、委託者等が開催する学識、地元団体、企業等の有識者から構成される懇談会等に参加及び資料提供等の協力をする事（契約期間内に3回程度）。
- ・必要に応じて受託者に資料の説明等を求める場合がある。

○業務内容の体系図



3 業務期間

契約締結日から令和7年3月14日(金)まで

4 協議（打合せ）

- (1) 委託者と受託者は、上記の業務委託を遂行するにあたり、随時、協議を行うものとする。
- (2) 受託者は、委託者との協議後直ちに記録簿を作成し、委託者に提出することとする。ただし、軽易な打合せ等で委託者が不要とした場合はこの限りではない。

5 成果品

報告書

- (1) 印刷物 2部
- (2) 電子データ 一式

※パースについては、AdobeIllustrator データ（アウトライン未処理データ及びアウトライン化済かつ再編集可能なデータ）で納品すること。

6 業務規模（支払限度額）

9,944,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

7 支払条件

委託料の支払いは、本業務を完了し、成果品の検査後に受託者からの請求に基づき一括払いするものとする。

8 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は本業務の行程表を作成し、契約締結後速やかに提出し、委託者の承認を得ること。
- (2) 受託者は、第三者（以下「再委託先」という。）に対し、業務の全部を再委託してはならない。

9 著作権の取り扱い

- (1) 受託者等が所有する写真等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。
- (2) 納品されたサイン計画、概略の図面・パース及び画像の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）は上越市に帰属する。また、受託者は成果品に係る著作者人格権を将来に渡って一切行使しないものとする。
- (3) 成果品は、上越市が運営するSNSや各種情報提供媒体、上越市の行事イベント等に随時使用、複製できるものとする。（ただし、個人を特定し得る人物写真等を除く。）

- (4) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証するものとする。
- (5) 第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

10 環境配慮の留意事項

- (1) 業務に必要な消耗品等は、可能な限りエコマーク、グリーンマーク商品を使用すること。
- (2) 業務の遂行にあたり車両を運行する場合は、アイドリングストップや経済性に配慮した速度での走行等、地球温暖化及び大気汚染の防止に努めること。
- (3) その他環境に配慮した業務の遂行に努めること。

11 その他特記事項

- (1) 本業務について疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、協議の結果を踏まえて業務を実施すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、都度、協議の上、業務を実施するものとする。
- (3) 本業務の履行にあたっては、関係法令及び市の条例、規則、要綱などを十分理解すること。なお、市で定める文書管理規程など、本業務で関連する規程類は、市のホームページの例規集及び要綱集に掲載のとおりである。
- (4) 本業務の成果品に誤りがあった場合、受託者は責任を持って速やかに訂正しなければならない。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、本業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 他の業務の進捗や地域住民との協議等により業務期間内の履行が困難と認められる場合は双方協議の上、業務期間を変更する場合がある。

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 受託者は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、委託者の許可を受けなければならない。

第3 受託者は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、委託者の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第4 受託者は、使用する機器、電磁的記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(秘密保持誓約書の提出)

第5 受託者は、受託者が秘密事項及び業務上知り得た秘密を第三者に漏らさないことを遵守することを明記した、秘密保持誓約書を委託者に提出するものとする。

(従事者への啓発)

第6 受託者は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(情報セキュリティ対策の実施状況報告)

第7 受託者は、受託者及び業務従事者が、作業不備及び不正行為を防止するために実施した情報セキュリティ対策の実施状況を委託者に報告するものとする。

(異常時の報告)

第8 受託者は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに委託者に報告しなければならない。

第9 受託者は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに委託者に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第10 受託者は、この契約による業務を行うための情報資産の処理を自ら行うものとし、委託者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはな

らない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第 1 1 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、委託者が許可した場合を除き、行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第 1 2 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、委託者の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第 1 3 受託者は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、委託者の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウイルス対策)

第 1 4 受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2) 委託者が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第 1 5 受託者は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(実地調査)

第 1 6 委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。